

計画・開発調整担当 ☎5608-6266

**利用者認定を開始します
子ども誰でも通園制度**

4月から乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)が始まります。認可保育所等に通っていない子どもが利用できます。利用申請の前に必要な利用者認定の受け付けを開始しましたので、利用を希望する方は申請してください。

[対象]認可保育所等に通っていない、6か月～2歳(3歳の誕生日の前々日まで)で、原則、墨田区に住民登録がある子ども**[費用]**無料**[申込み]**事前にオンライン申請**[問合せ]**子ども施設課保育給付担当 ☎5608-1253



**ご確認ください
児童手当・児童育成手当**

児童手当・児童育成手当の2月期分(▶児童手当=7年12月分～8年1月分 ▶児童育成手当=7年10月分～8年1月分)を指定の口座に振り込みました。個別に通知はしませんので、通帳記帳などご確認ください。なお、申請や変更の届出日によっては、審査手続等のため、振り込みが遅れる場合があります。また、7年6月に区から現況届が届いた方は、現況届と関連書類の提出がないと手当を受給できません。受給資格を失うことがありますので、至急ご提出ください。

[提出先・問合せ]子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階) ☎5608-6160

**毎年申請が必要です
簡易工事受注参加登録**

区が発注する簡易工事の受注を希望する事業者の登録申請を受け付けています。継続登録を希望する事業者も、毎年申請が必要です。3月31日で登録の有効期限が切れますので、忘れずに申請してください。

[対象]区内中小企業者等**[必要書類]**▶新規登録=申請書、最新の納税証明書等 ▶継続登録=最新の納税証明書 *申請書や必要書類等の詳細は区HPを参照**[申込み]**随時、必要書類を直接か郵送で、〒130-8640契約課契約係(区役所8階) ☎5608-6252へ *競争入札参加の資格審査申請は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスHPで随時受け付け

**健康長寿は歯と口の健康から
後期高齢者歯科健康診査**

噛む・飲み込むなどの口の働きは加齢とともに弱まるため、早めの対応が重要です。また、歯を失ったまま入れ歯を使っていない方は、自分の歯や入れ歯でかみ合わせを保っている方と比べて、転倒や認知症のリスクが高いことが分かっています。歯科健診を受けて、食べる楽しみと全身の健康を維持しましょう。対象の方には、誕生月の下旬に健診票等を送付します。届いていない場合や紛失した場合はお問い合わせください。

[ところ]区内実施歯科医療機関 *詳細は健診票に同封の一覧表を参照**[対象]**墨田区に住民登録がある75・77・79・81・83・85歳の方**[健診期間]**翌年の誕生日前日まで**[費用]**無料**[問合せ]**すみだけんしんダイヤル ☎5608-1599 *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝休日、年末年始を除く) *聴覚に障害等のある方はFAX6862-6571へ**[担当課]**健康推進課

**納期限は3月2日です
固定資産税・都市計画税
(第4期分)**

令和7年度固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は3月2日ですので、納期限までに納付をお願いします。

[納付方法]▶スマートフォン決済アプリ ▶クレジットカード ▶口座振替 ▶金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM ▶金融機関の窓口 ▶コンビニエンスストア 等**[問合せ]**▶固定資産税・都市計画税=墨田都税事務所 ☎3625-5061 ▶口座振替=都主税局徴収部納税推進課 ☎3252-0955、税務課税務係 ☎5608-6008

**都市計画図書を閲覧できます
都市計画道路等の変更**

都市計画を変更した都市計画道路等の都市計画図書を縦覧できます。

[縦覧できる都市計画図書]▶東京都決定=東京都都市計画道路幹線街路補助線街路第103号線・東京都市計画道路幹線街路放射第32号線および用途地域(業平四丁目地内ほかに関すること)▶墨田区決定=東京都市計画道路幹線街路補助線街路第121号線および特別用途地区(業平五丁目地内に関すること)、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第119号線(立川二丁目地内に関すること)**[閲覧場所]**▶東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(新宿区西新宿2-8-1第二本庁舎12階北側) *都決定分のみ縦覧可 ▶都市計画課(区役所9階)**[問合せ]**都市計画課都市

**対象者に順次案内はがきを送付しています
区民生活応援事業**

物価高騰の影響を受ける区民の生活支援として、区内の全世帯に右表の商品券等を配布します。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。

[対象]7年12月10日時点で墨田区に住民登録がある世帯 *対象世帯の世帯主に案内はがきを送付**[申込み]**案内はがきに記載のコードからオンライン申請か、電話で、5月15日までに問合せ先へ**[問合せ]**区民生活応援事業事務局 ☎5577-3086**[担当課]**地域福祉課



**ご確認ください
不用園芸土の無料回収**

家庭で不用になった園芸土を回収します。

[とき]3月4日(水)午前10時～午後1時**[ところ]**隅田公園そよ風広場(向島1-3)**[対象]**区内在住の方**[回収方法]**半透明のビニール袋に入れ、当日直接会場へ *1人5kg程度まで *園芸土以外の混入物(植物の枝・根、石、猫砂、泥、ヘドロ、肥料、木くず等)は回収不可 *車でのご来場は不可**[問合せ]**環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208

**誰もが心を通わず暮らしやすいまちへ
手話であいさつしよう「ありがとう」**

1 左手の甲の上に右手を垂直に乗せ、右手だけを上げます。
2 頭を軽く下げます。
(東京都「話そう!手のことば」おもてなしの手話BOOKより)

[問合せ]障害者福祉課庶務係 ☎5608-6466・FAX5608-6423

**すみだ郷土文化資料館の
地元ボランティアによる展示解説**

[とき]▶個人=毎月第3日曜日午後1時～4時▶団体(20人以上)=申込時に調整**[申込み]**▶個人=当日直接会場へ▶団体=電話で、展示解説希望日の1か月前までに問合せ先へ**[問合せ]**すみだ郷土文化資料館(向島2-3-5) ☎5619-7034



配布予定の商品券等(いずれか1つを選択)

種別	名称	内容
紙	全国共通おこめ券	22枚(9680円分)
カード	Visaギフトカード	1万円分
電子	子ども商品券e-Gift	デジタルギフト1万円分
	QUOカードPay	
	giftee Box(墨田区専用)	1万ポイント *交換比率は各ギフトで異なり、1万円分を下回る場合あり

人権コラム 88

インターネットと人権“顔が見えない相手への配慮”

インターネットやSNSは、私たちの生活に欠かせない便利なものである一方、情報発信の手軽さや匿名性の高さから、プライバシー侵害や誹謗中傷、差別的な書き込みといった人権侵害が起きやすい側面があります。こうした問題に対応するため、昨年4月に「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。この法律は、XやInstagramなど、多くの人が利用するサービスの提供者に対し、違法・有害情報の削除申出の窓口を分かりやすく設けることや、申出への回答を一定期間内に行うこと、削除基準を公表することなどを義務付けています。これにより、困ったときに相談しやすい環境が整備されつつあります。しかし、ネット上の人権侵害を防ぐうえで最も

大切なことは、私たち一人ひとりの心掛けです。一度発信し拡散された言葉や情報は、完全には消せず、不特定多数の相手を深く傷つけてしまうことがあります。ネット上では誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを忘れてはいけません。投稿する前に一度、「この情報は事実だろうか」「これを読んだ相手はどう感じるだろう」と考えることで、多くのトラブルが防げます。画面の向こうにいるのは、皆さんと同じ感情を持つ人間です。それを忘れずに、顔が見えなくても相手の気持ちを想像し、他者の人権を尊重しながら適切にインターネットを利用しましょう。**[問合せ]**すみだ人権同和・男女共同参画事務所人権同和担当 ☎5608-6322